

伊勢茶の振興に関する条例策定調査
特別委員会（参考資料）

お茶に関する法律及び政策条例集

目 次

1	お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）	1
2	静岡県茶業振興条例（平成 31 年静岡県条例第 48 号）	4
2-1	静岡県茶業振興条例施行規則（平成 31 年規則第 18 号）	9
2-2	平成 31 年静岡県告示第 234 号	10
3	京都府宇治茶普及促進条例（平成 31 年京都府条例第 16 号）	11
4	おいしい狭山茶大好き条例（令和 4 年入間市条例第 16 号）	13
5	静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成 20 年静岡市条例第 160 号）	15
5-1	静岡市茶どころ日本一委員会規則（平成 21 年規則第 52 号）	19
5-2	静岡市めざせ茶どころ日本一条例第 9 条第 2 項に基づくお茶の日の制定について（平成 22 年告示第 106 号）	21
6	舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例（平成 27 年舞鶴市条例第 39 号）	22
7	城里町地元茶等による乾杯の推進に関する条例（令和 6 年城里町条例条例第 12 号）	23
8	掛川市緑茶で乾杯条例（平成 31 年掛川市条例第 2 号）	24
9	西尾の抹茶おもてなし条例（令和 3 年西尾市条例第 1 号）	26
10	甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例（平成 27 年甲賀市条例第 11 号）	28
11	宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例（平成 26 年宇治市条例第 27 号）	29
12	八女茶でまちづくり条例（令和 4 年八女市条例第 26 号）	31
13	お開きは、うきはの茶で乾杯条例（平成 26 年うきは市条例第 15 号）	33
14	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成 28 年静岡県条例第 53 号）	34
14-1	小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則（平成 29 年規則第 25 号）	36
15	井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例（令和 5 年彦根市条例第 7 号）	38
16	堺茶の湯まちづくり条例（平成 30 年堺市条例第 42 号）	41
17	松江市茶の湯条例（平成 31 年松江市条例第 19 号）	43

1 お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）

お茶の振興に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、もって茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 お茶の需要の長期見通しに即した生産量その他の茶業の振興の目標に関する事項
- 三 茶業の振興のための施策に関する事項
- 四 お茶の文化の振興のための施策に関する事項
- 五 その他茶業及びお茶の文化の振興に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業を行う者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣は、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（振興計画）

第三条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めな

ければならない。

2 都道府県は、振興計画を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(生産者の経営の安定)

第四条 国及び地方公共団体は、お茶の生産者の経営の安定を図るため、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植（茶樹を除去した後、苗木を植栽することをいう。）の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(加工及び流通の高度化)

第五条 国及び地方公共団体は、お茶の加工及び流通の高度化を図るため、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工の事業を行う者（以下「加工事業者」という。）による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上を促進するため、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第七条 国及び地方公共団体は、お茶の消費の拡大を図るため、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費の拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第八条 国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(お茶の文化の振興)

第九条 国及び地方公共団体は、お茶の文化の振興を図るため、お茶の伝統に

関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十条 国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(国の援助)

第十一条 国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 静岡県茶業振興条例（平成31年静岡県条例第48号）

静岡県茶業振興条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 茶業者、茶業団体及び県の責務等（第4条—第8条）
- 第3章 茶業の振興のための施策（第9条—第16条）
- 第4章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保（第17条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、茶業が本県経済の発展に大きな役割を果たし、地域の産業として重要な地位を占めるとともに、お茶が県民の生活に深く浸透し、県民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担う中で、人口の減少、高齢化の進展、生活様式の多様化そのお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業者、茶業団体及び県の責務等を明らかにするとともに、茶業の振興のための施策並びにお茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保に係る措置を講ずることにより、茶業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶業 お茶の生産、製造及び加工並びに流通及び販売に関する事業をいう。
- (2) 茶業者 県内において茶業に従事するものをいう。
- (3) 茶業団体 茶業者への茶業に関する支援を県内で広域的に行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 茶業の振興は、茶業者の自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

- 2 茶業の振興は、茶業者が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。
- 3 茶業の振興は、茶業者、茶業団体、県、国、市町等の連携の下、県民の協力を得て行われなければならない。

第2章 茶業者、茶業団体及び県の責務等

(茶業者の責務)

第4条 茶業者は、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図り、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。

- 2 茶業者は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、茶業の健全な発展に寄与し、もって地域の経済に貢献するよう努めるものとする。

(茶業団体の責務)

第5条 茶業団体は、茶業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、他の茶業団体と連携して、茶業者に対する支援を積極的に行わなければならない。

- 2 茶業団体は、経済的社会的環境の変化により複雑化する茶業者の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの機能及び能力の向上に努めるものとする。
- 3 茶業団体は、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、茶業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、茶業者、茶業団体、国、市町等と連携を図らなければならない。
- 3 県は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について、県民等の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 県は、茶業の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県と市町との協力)

第7条 県は、茶業の振興のための施策の実施に当たっては、市町に対して必要な協力を求めるとともに、市町が行う茶業の振興のための施策に関し必要な協力をを行うものとする。

(県民の協力)

第8条 県民は、地域社会における茶業の重要性及びお茶の果たす役割について理解を深め、県が実施する茶業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 茶業の振興のための施策

(人材の育成及び確保)

第9条 県は、茶業に関する技術及び知識の継承及び水準の向上を図るため、茶

業を担う人材の育成及び確保のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生産者の経営の発展)

第10条 県は、茶業の持続的な発展を図るため、お茶の生産者による栽培面積の拡大、経営の法人化の推進等経営の発展のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の整備、集積等)

第11条 県は、茶園の生産性の向上を図るため、茶業者による茶園の整備、集積等のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(製造及び加工並びに流通及び販売の高度化)

第12条 県は、良質で多様なお茶の供給拡大を図るため、茶業者によるお茶の製造及び加工並びに流通及び販売の高度化のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(品質の向上)

第13条 県は、お茶の市場価値の向上を図るため、茶業者によるお茶の品質の向上のための取組に対する支援、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(消費の拡大)

第14条 県は、茶業の収益性の向上を図るため、茶業者によるお茶に関する新たな商品及びサービスの開発等お茶の消費の拡大のための取組に対する支援、お茶の消費の拡大に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(茶園の景観等を活用した交流の拡大等)

第15条 県は、消費者のお茶に関する理解の促進を図るため、茶園の景観、お茶に関する施設等を活用した観光の振興その他地域間の交流の拡大及びお茶に関する情報の発信のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(輸出の促進)

第16条 県は、お茶の需要の増進を図るため、茶業者によるお茶の海外市場の開拓等お茶の輸出の促進のための取組に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 お茶の評価の維持及び向上並びに信頼の確保

(茶業者による取組)

第17条 茶業者は、お茶の品質等に対する消費者の支持を確固たるものとするため、次条の規定の遵守その他の取組により、お茶の評価の維持及び向上並

びに信頼の確保に努めなければならない。

(茶葉等の製造及び加工並びに流通及び販売に関する制限)

第18条 茶業者は、規則で定める茶葉等で飲用に供するものを流通又は販売の目的をもって製造し、又は加工するときは、知事が別に定める物質を混入してはならない。

2 何人も、前項の物質を混入して製造され、又は加工された前項の茶葉等を流通させ、又は販売してはならない。

(指導職員等)

第19条 知事は、この章の規定の適正な実施を図るため、指導職員を置く。

2 指導職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 知事は、指導職員を補助させるため、指導員を置くことができる。

4 指導員は、茶業に関する知識及び技能を有する者のうちから知事が委嘱する。

(指導、勧告等)

第20条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、同項の者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

(報告徴収及び立入調査等)

第21条 知事は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者に対し報告を求め、又は指導職員及び指導員に、当該者の事務所、工場、事業場、店舗、倉庫若しくは住居に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において同条第2項の茶葉等(同項の茶葉等の疑いがある物を含む。次項において同じ。)若しくはその製造若しくは加工に供した材料若しくは器具を無償で収去させることができる。

2 知事は、第20条第1項の規定の施行に必要な限度において、指導職員及び指導員に、第18条第2項の茶葉等を保管していると認められる者(第18条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者を除く。)の倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該茶葉等を無償で収去させることができる。

3 前2項の規定により立入調査等をする指導職員及び指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第22条 知事は、第18条の規定に違反する行為をしたと認められる者又は当該行為をした疑いがあると認められる者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨及び当該勧告等の内容を公表することができる。

(1) 第20条第1項の規定による勧告に正当な理由がなく従わなかったとき。

(2) 第20条第2項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第2項の規定による立入調査等を、正当な理由がなく、拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例(平成7年静岡県条例第35号)第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(静岡県製茶指導取締条例の廃止)

2 静岡県製茶指導取締条例(昭和31年静岡県条例第8号)は、廃止する。

(静岡県製茶指導取締条例の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する静岡県製茶指導取締条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

(公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例の一部改正)

4 公益社団法人静岡県茶業会議所の活動促進に関する条例(昭和34年静岡県条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

2-1 静岡県茶業振興条例施行規則（平成31年規則第18号）

静岡県茶業振興条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県茶業振興条例（平成31年静岡県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める茶葉等）

第2条 条例第18条第1項の規則で定める茶葉等は、チャ（学名 *Camellia sinensis* (L.) O. Kuntze）の葉又は茎を乾燥させた物（これを摂取するために粉末状に加工されたものを除く。）であって、発酵の過程を経ていないものとする。

（身分証明書）

第3条 条例第21条第3項の証明書の様式は、別記様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（静岡県製茶指導取締条例施行規則の廃止）

2 静岡県製茶指導取締条例施行規則（昭和31年静岡県規則第63号）は、廃止する。

別記様式（第3条関係）（略）

2-2 平成31年静岡県告示第234号

静岡県茶業振興条例第18条第1項の規定による、知事が別に定める物質を、次のとおり告示する。

平成31年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 知事が別に定める物質の名称

物質名	適用年月日
L-アルギニン	平成31年4月1日
L-アルギニンL-グルタミン酸塩	平成31年4月1日
5'-イノシン酸二ナトリウム	平成31年4月1日
5'-グアニル酸二ナトリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン	平成31年4月1日
L-グルタミン酸	平成31年4月1日
L-グルタミン酸カリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸カルシウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸ナトリウム	平成31年4月1日
L-グルタミン酸マグネシウム	平成31年4月1日
炭酸水素アンモニウム	平成31年4月1日
炭酸水素ナトリウム	平成31年4月1日
L-テアニン	平成31年4月1日

2 別に定める理由

茶葉等（静岡県茶業振興条例施行規則で定めるものに限る。）にこれらの物質が混入された場合に、本県のお茶の評価及び信頼を貶めるおそれがあると認められるため。

3 京都府宇治茶普及促進条例（平成 31 年京都府条例第 16 号）

京都府宇治茶普及促進条例

日本茶は、私たちの心を潤してきた飲み物として、我が国の伝統と文化を代表するものであるが、その中でも、京都を代表する宇治茶は、多くの府民の暮らしを支える京都の重要な産品であり、京都の産業においても、茶業は重要な地位を占めるものである。

鎌倉時代には、京都でお茶の栽培が始められたといわれるが、その後、「覆い下栽培」による抹茶の生産が、江戸時代には「宇治製法（青製煎茶法）」による煎茶、それに続く「玉露」の生産が始められるなど、宇治茶は、京都を代表するにとどまらず、日本茶そのものの発展と普及に重要な役割を果たしてきた。

また、「茶の湯」等の喫茶文化は、茶道とともに、日本料理や陶芸、工芸、建築等の多様な日本文化の発展に大きく寄与してきた。

これら宇治茶を支える茶業は、歴史的な宇治茶の生産地である山城地域の宇治川や木津川の流域とその東部の中山間地域だけでなく、京都市域はもちろんのこと、中丹地域の由良川流域や丹後地域にも広がっており、府内の全域にわたる重要産業となっている。

このような中で、京都の産業としての宇治茶の価値を守り、高め、現在及び将来の府民が、心豊かで健康的な府民生活を享受するために、宇治茶の伝統と文化に関する府民の関心と理解を深め、宇治茶がいつでも身近で親しめるものとなるような、宇治茶の普及の促進及び茶業の振興を図る取組の実施が強く望まれるところである。

こうした認識の下に、お茶の振興に関する法律（平成 23 年法律第 21 号）、京都府文化力による未来づくり条例（平成 30 年京都府条例第 27 号）等の趣旨を踏まえ、府や市町村、府民、茶業者等が一体となって宇治茶の普及の促進等を図ることにより、お茶がいつでも愛飲され、心が潤される京都を築き、さらに、日本茶や日本文化の更なる発展に寄与することができるよう、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、宇治茶の伝統と文化の継承等を図るため、府民及び茶業者等の役割並びに府の責務を明らかにすることにより、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興を図り、もって茶業等の更なる発展並びに現在及び将来にわたる心豊かで健康的な府民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 宇治茶の伝統と文化等 宇治茶その他のお茶に関する伝統と文化を

いう。

(2) 宇治茶の伝統と文化の継承等 前号に規定する伝統と文化の継承及び当該文化の発展をいう。

(3) 宇治茶の普及の促進等 宇治茶の普及の促進その他宇治茶の伝統と文化の継承等のために必要な措置をいう。

(4) 茶業者等 宇治茶その他のお茶の生産、加工又は販売の事業(以下「茶業」という。)を行う者その他の関係者をいう。

(府民の役割)

第3条 府民は、自主性にに基づき、日常生活において、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることを通じて、宇治茶や宇治茶の伝統と文化等に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 府民は、府及び市町村並びに茶業者等が行う宇治茶の普及の促進等に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(茶業者等の役割)

第4条 茶業者等は、宇治茶の普及の促進等に関する取組を自主的かつ積極的に進めるよう努めるものとする。

2 茶業者等は、前項の取組の推進に当たっては、府及び市町村並びに他の茶業者等と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(府の責務)

第5条 府は、宇治茶の普及の促進等及び茶業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 府は、前項の施策の推進に当たっては、当該施策を通じて、宇治茶に親しみ、宇治茶の伝統と文化等に触れることができる機会が、多様な場所や様々な場面において、府民、観光旅行者その他の者に広く提供されることにより、心豊かで健康的な生活習慣として宇治茶が、府内をはじめ、国内のみならず海外においても愛飲されることに資するものとなるよう配慮するものとする。

3 府は、第1項の施策の推進に当たっては、府民、茶業者等及び市町村と連携し、及び協働して取り組むよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

4 おいしい狭山茶大好き条例（令和4年入間市条例第16号）

おいしい狭山茶大好き条例

入間市は、狭山茶の「誕生の地」であり、最大の「主産地」です。

入間市にとって狭山茶は、入間市の自然環境と先人たちの努力の上に成り立つ重要な特産物であるとともに、その味と香り、茶のある暮らし、茶畑の広がる風景は、市民の誇りとなっています。市内の至る所に茶畑や茶工場、茶販売店があり、茶業は、入間市の主要産業のひとつとして地域経済の中で大きな役割を担っています。

市では、狭山茶を始めとした幅広い茶に関する調査研究を行い、研究成果を生かした講座や展示をしています。学校教育では、茶摘みや盆点前などの「狭山茶とふれあう教育」を地域の教育力を生かして推進しています。このように子どもから大人まで狭山茶や茶文化について学ぶ機会を多くつくっていることが、入間市の大きな特色となっています。

狭山茶産地は、全国の主要茶産地の中では北方に位置し、温暖な地域に比べ茶摘みができる回数も限られ、全国的に見れば生産量は少ない状況です。しかし、寒さに耐えるために茶の葉がじっくり育ち、香りや味がよいといわれており、流通の少なさから希少価値が高いといえます。

近年、日常的に急須で茶を淹れて飲む人は少なくなってきたおり、茶業の状況は厳しく、市内の茶業者は減少傾向にあります。その一方で、意欲的に狭山茶の生産や新しい商品開発に取り組む茶業者がいます。また、若い世代にも、おいしい狭山茶と茶のある文化を残していきたいと活動する市民がいます。そして、多くの市民が茶畑と狭山茶を入間市の魅力として大切に思っていることは、市民意識調査に表れています。

ここに、みんなで、市民が魅力と感じる狭山茶の振興を図り、茶文化を後世へつないでいくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、茶業及び茶文化の振興を図り、茶畑の風景や狭山茶のある暮らしを後世へつないでいくことを目的とします。

（定義）

第2条 茶業とは、茶の栽培、製造又は販売をすることをいいます。

2 茶業者とは、入間市内で狭山茶の栽培、製造又は販売を業とする者のことをいいます。

3 狭山茶とは、狭山丘陵とその周囲に広がる武蔵野台地を中心として、埼玉県及び埼玉県に隣接する東京都西部地域において生産された茶をいいます。

(茶業者の役割)

第3条 茶業者は、茶業及び茶文化の振興を図る取組を主体的に進めます。

(市民の役割)

第4条 市民は、一日一杯いっぱいの狭山茶を飲むなど狭山茶のある生活を心がけます。

(市の役割)

第5条 市は、狭山茶について調査研究し、その歴史、文化及び魅力を広く伝えていきます。

2 市は、茶畑の風景を守るため、茶業が魅力ある産業として持続するよう生産環境の向上を図り、製茶技術の継承を支援します。

3 市は、茶業者による主体的な取組を支援するとともに、茶業者と協力して茶文化振興及び狭山茶の消費促進や販路拡大を図ります。

(みんなの役割)

第6条 茶業者、市民及び市は、狭山茶をみんなで盛り上げていきます。

(狭山茶の日)

第7条 狭山茶に親しみ、狭山茶を再認識するため、狭山茶の日を定めます。

2 狭山茶の日は、6月の第1日曜日とします。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

5 静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成 20 年静岡市条例第 160 号）

静岡市めざせ茶どころ日本一条例

静岡市では、「養生の仙薬」といわれるお茶が鎌倉時代から栽培されてきた。市域の至る所に産地があり、静岡のお茶として全国的に有名な緑茶が生産されている。静岡市は、全国有数のお茶の集散地であり、茶業は、本市にとって重要な産業となっている。また、お茶に関する文化や伝統は、私たちの生活に深く浸透し、お茶は、私たちが豊かで健康的な生活を送る上で欠かせないものとなっている。

しかしながら、近年、生活様式や流通の変化により茶業の収益性及び集散地としての機能が低下し、静岡のお茶を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

私たちは、先人たちが築き上げてきたお茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に引き継ぐため、この危機的な状況に立ち向かわなければならない。そのためには、市、市民及び茶業者その他の事業者等が互いに連携し、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪を広げられるように、静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

そこで、私たちは、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 静岡のお茶 静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- （2） 茶業 静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。
- （3） 茶業者 茶業を営む者をいう。

（基本理念）

第 3 条 静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念は、次に定めるとおりとする。

- (1) 静岡のお茶は、その伝統及び文化が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、常にその魅力が高められなければならない。
- (2) 茶業は、地域社会の活性化に貢献する持続的な産業として育成されなければならない。
- (3) 市内の茶産地の環境は、安全かつ良質なお茶を将来にわたり安定的に供給することができるように保全されなければならない。
- (4) 静岡のお茶に関する情報を広く発信するとともに、日本一の茶どころにふさわしいまちづくりを行うことによって、静岡のお茶を中心とした交流が促進されなければならない。

(茶業者の役割)

第4条 茶業者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

3 茶業者は、市、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、静岡のお茶に関する伝統及び文化の普及並びに新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策（以下「茶どころ日本一施策」という。）を実施しなければならない。

2 市は、茶どころ日本一施策の実施に当たっては、市民及び茶業者その他の事業者、団体等（以下「茶業者等」という。）の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

(静岡市茶どころ日本一計画)

第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画（以下「茶どころ日本一計画」という。）を策定しなければならない。

2 茶どころ日本一計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
- (2) 茶業の後継者の育成のための施策に関すること。

- (3) 茶産地の環境の保全、水源のかん養その他日本一の茶どころにふさわしい自然環境の保全のための施策に関する事。
- (4) 安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関する事。
- (5) 市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関する事。
- (6) 茶葉の新しい利用方法の考案のための施策に関する事。
- (7) 日本一の茶どころにふさわしいまち並みづくりに関する事。
- (8) 静岡のお茶に関する情報の発信に関する事。
- (9) 前各号までに掲げるもののほか、茶どころ日本一施策の推進に関する事。

3 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次条に規定する静岡市茶どころ日本一委員会に諮問するとともに、市民及び茶業者等の意見を聴かなければならない。

4 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一委員会)

第8条 茶どころ日本一施策を円滑に推進するため、静岡市茶どころ日本一委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、茶どころ日本一施策の推進に関し必要な事項について調査審議するものとする。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(お茶の日)

第9条 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。

2 お茶の日は、委員会の意見を聴いて市長が定めるものとする。

3 市は、お茶の日の普及啓発に努めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市は、茶どころ日本一計画に基づき、市の施設及び市の主催する行事、学校教育その他の市の行う諸活動において静岡のお茶を活用するために必要な行政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市長は、茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市議会への報告等)

第12条 市長は、毎年度、茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

5-1 静岡市茶どころ日本一委員会規則（平成21年規則第52号）

静岡市茶どころ日本一委員会規則

（設置）

第1条 この規則は、静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成20年静岡市条例第160号）第8条第1項に規定する静岡市茶どころ日本一委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 市民
- （3） 茶業を営む者
- （4） 茶業関係団体を代表する者
- （5） 茶文化を振興する団体を代表する者
- （6） 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、経済局農林水産部農業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月8日規則第51号)

この規則は、平成23年6月5日から施行する。

附 則 (平成24年3月15日規則第12号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

5-2 静岡市めざせ茶どころ日本一条例第9条第2項に基づくお茶の日の制定について（平成22年告示第106号）

静岡市めざせ茶どころ日本一条例（平成20年静岡市条例第160号）第9条第2項の規定に基づき、お茶の日を次のとおり定める。

お茶の日は、11月1日とする。

6 舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例（平成 27 年舞鶴市条例第 39 号）

舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、舞鶴市内の主に由良川流域で生産されるお茶（以下「舞鶴産のお茶」という。）が長い歴史と伝統を有し、高い評価を得ていることに鑑み、市、生産者（舞鶴産のお茶の生産を生業とするものをいう。以下同じ。）及び市民の役割等を定めることにより、舞鶴産のお茶について、生産者を支援する等の生産振興及び広く情報を発信し、振る舞う機会を増やす等の普及促進を図ることを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、舞鶴産のお茶の生産振興及び普及促進を図るための必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

（生産者の役割）

第 3 条 生産者は、舞鶴産のお茶の生産及び普及促進に主体的に取り組み、市及び市民と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 4 条 市民は、市及び生産者が行う舞鶴産のお茶の普及促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 城里町地元茶等による乾杯の推進に関する条例（令和6年城里町条例条例第12号）

城里町地元茶等による乾杯の推進に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、城里町(以下「町」という。)産の茶葉を原料とした緑茶及び紅茶等の飲料(以下「地元茶等」という。)による乾杯を推進することにより、地元茶等の普及促進を図り、もって町内産業の活性化に寄与することを目的とする。

（町の役割）

第2条 町は、地元茶等による乾杯の推進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 地元茶等の生産及び販売等に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地元茶等による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（町民の協力）

第4条 町民は、町及び事業者が行う地元茶等による乾杯を推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第5条 町、事業者及び町民は、この条例の施行に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

8 掛川市緑茶で乾杯条例（平成 31 年掛川市条例第 2 号）

掛川市緑茶で乾杯条例

掛川産の緑茶は、日本屈指の品質を誇り、地域経済を支え、世界農業遺産に認定された静岡の茶草場農法は、世界に誇るべき環境と景観を守っています。また、お茶の文化は市民の豊かな心を育み、緑茶効能は市民の健康を守っています。

掛川市には、緑茶をこよなく愛する多くの市民がいます。日頃から緑茶をたくさん飲むほか、お茶割りと言えば緑茶で焼酎を割ることを意味するほど、いたるところで多くの市民がその味を楽しんでいます。

私たちは、古くから人々の縁を結び心をつないできたすばらしい緑茶とその文化を、「お茶を一服いかがですか」ともてなす喫茶去の精神で、世界の人々に楽しんでもらいたいと考えます。

そこで、お祝いの席や人々が集う場において、緑茶やお茶割りで乾杯を行う新たな文化を醸成し浸透させることにより、掛川市と緑茶の情報を国内外に発信することを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、緑茶並びに緑茶を使用した飲料及び酒類（以下「緑茶等」という。）による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（市民の協力）

第 2 条 市民は、緑茶に関する理解と関心を深めるとともに、緑茶等による乾杯の文化を広めるための取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 3 条 緑茶等を生産し、加工し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、緑茶等による乾杯の文化を広めるための取組を通じて緑茶の消費の拡大に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第 4 条 市は、緑茶等による乾杯の文化の普及及び緑茶の消費の拡大を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（お茶の文化の醸成等）

第 5 条 市民、事業者及び市は、おもてなしの精神をもって緑茶で接待し、その味や魅力を伝えるなど、お茶の文化の醸成及び浸透に努めるものとする。

（情報発信）

第 6 条 事業者及び市は、緑茶の品質及び効能並びに緑茶等による乾杯の文化について、国内外に広く情報発信するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第7条 この条例に基づく取組を推進するに当たっては、個人の嗜好及び自発的な意思を尊重し、その理解と協力を得て行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

9 西尾の抹茶おもてなし条例（令和3年西尾市条例第1号）

西尾の抹茶おもてなし条例

温暖な気候、矢作川がもたらす豊かな土壌と川霧に恵まれる西尾市は、750年に及ぶ抹茶の歴史が息づくまちです。

その歴史は、文永8年創建の実相寺境内にその開祖聖一国師が、最初の茶種を蒔いたことに始まり、明治に入ってから生産が本格化、大正後期にはてん茶の栽培・製造が主となり、現在に至っています。

また、「西尾の抹茶」は早くから高級茶の製造を目指し、平成21年には抹茶に限定したものとしては全国で初めて、特許庁の地域ブランド（地域団体商標）に認定されました。

西尾市民が抹茶をいただく機会も多く、保育園や小中学校でも開催されるなど、様々な場面において茶会や野点が楽しまれています。また、5月上旬から下旬にかけて茶摘み体験を行う小中学校もあり、抹茶とのつながりが小さい頃から身につけやすい環境にあります。

そんな「抹茶のふるさと西尾」を誇りに思うとともに、更なる「西尾の抹茶」の普及や、客人に振る舞うことを通したおもてなし機運の醸成を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市、茶関係者及び市民の役割等を明らかにし、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 茶関係者 「西尾の抹茶」の生産、加工又は流通に関する事業を営む者及び茶道の普及、継承、発展等に関する活動を行う者をいう。
- (2) 市民 西尾市内に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (3) おもてなし 客人に対し、心地よく感じてもらえるように礼を尽くし接することをいう。

（市の役割）

第3条 市は、文化、教育、観光、産業等において、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運を醸成するために必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

（茶関係者の役割）

第4条 茶関係者は、「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてな

し機運の醸成に主体的に努めるとともに、市が取り組む施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、市及び茶関係者が行う「西尾の抹茶」の普及及び「西尾の抹茶」によるおもてなし機運の醸成に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第6条 市、茶関係者及び市民は、連携及び協力をし、「西尾の抹茶」によるおもてなしを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

10 甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例（平成 27 年甲賀市条例第 11 号）

甲賀市甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす条例

（目的）

第 1 条 この条例は、市の伝統的な地場産業である土山茶及び朝宮茶（以下「甲賀の茶」という。）並びに甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めることにより、甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼の普及を図るとともに、伝統的な地場産業に対する理解を深めることを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みを推進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 3 条 甲賀の茶、甲賀の地酒及び信楽焼に関係する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるために、市及び事業者間で相互に協力及び連携をして取り組むよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 4 条 市民は、甲賀の茶及び甲賀の地酒を信楽焼の器でもてなす習慣を広めるための取り組みに協力するよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第 5 条 市、事業者及び市民は、この条例に基づく取り組み等を実施するに当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するとともに、健康管理に努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

11 宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例（平成 26 年宇治市条例第 27 号）

宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例

数ある日本茶の中でも高級茶の代名詞とも言える宇治茶は、鎌倉時代から続いているとされる本市の特産品であり、生産、販売、その他の関連する産業は本市にとって重要な産業となつている。

しかし、近年の生活様式の多様化や飲料の種類増加などにより、抹茶はもとより急須でお茶をいれる習慣が薄れ、茶を振る舞うおもてなしの機会が減少している。

茶業を重要な伝統的産業としている本市にとって危機感を覚えざるを得ない状況である。

宇治が宇治茶発祥の地である誇りを持ち、宇治茶の消費拡大等による「宇治茶の普及」や、客人に宇治茶を振る舞うことを通した「おもてなしの心の醸成」により、先人たちが築き上げてきた宇治茶の伝統及び産業を守り、国内外に情報発信をすることにより、本市がさらに発展することを目指す。

このような考えの下に本条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、市民、茶業者及び市の役割等を明らかにし、宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 宇治市内に在住、勤務、在学及び市内で活動する者、茶業以外の事業を営む者をいう。
- （2） 茶業者 宇治茶の生産、加工又は流通に関する事業を営む者をいう。
- （3） おもてなし 来訪者等に対し、心地良く感じてもらえるように礼を尽くし接することをいう。

（市民の参画・協力）

第 3 条 市民は、茶業者及び市が行う宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成に関する取組に積極的に参画し、協力するよう努めるものとする。

（茶業者の役割）

第 4 条 茶業者は、宇治茶の普及及び宇治茶によるおもてなしの心の醸成に努め、宇治茶によるおもてなしの心の醸成に関する取組を主体的に進めるとともに、市民及び市と相互に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、宇治茶の普及及び宇治茶の生産振興並びに宇治茶によるおもてなしの心を醸成するために必要な施策に取り組むよう努めるものとする。

(宇治茶によるおもてなし)

第6条 市民、茶業者及び市は、おもてなしの心を持つて来訪者等を迎え、宇治茶を振る舞い宇治茶の魅力を伝えるなど、宇治茶によるおもてなしを行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

12 八女茶でまちづくり条例（令和4年八女市条例第26号）

八女茶でまちづくり条例

八女茶は、恵まれた地形や気象条件、先人たちの卓越した技術と努力の積み重ねにより、高級茶として全国的に認知されている。特に八女伝統本玉露は、平成27年12月22日に農林水産省の地理的表示（GI）保護制度の第1弾として登録を受け、国内外に八女茶の存在価値を示している。

しかしながら、茶業を伝統的産業としている本市としては、近年の家庭での急須離れなどライフスタイルの変化に伴い、全国的な茶の消費減少に危機感を抱かざるを得ない状況にある。

本市が八女茶発祥の地であることに誇りを持ち、八女茶の伝統と産業を守り、国内外に八女茶の魅力を発信することにより、本市がさらに発展することを目指すためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、八女茶の普及及び消費拡大並びにおもてなしの心その他茶の文化の醸成を図るとともに、市民の心の癒やし及び健康的な生活の向上、活気にあふれた持続可能なまちづくり並びに地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、前条の目的を達成するために、八女茶による乾杯の推奨及び観光の振興、八女茶に関する学習の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（茶業者の役割）

第3条 八女茶の生産、加工又は販売に係る事業を市内で行う茶業者（以下「茶業者」という。）は、前条の施策に関して主体的に取り組むとともに、市及び茶業者以外の事業者と相互に協力するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、八女茶に関する理解を深めて健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるとともに、市及び茶業者が行う様々な取組に協力するよう努めるものとする。

（茶の文化の醸成）

第5条 市、茶業者及び市民は、おもてなしの心を持って八女茶の味及び魅力を伝える等の方法により、茶の文化の醸成及び浸透に努めるものとする。

（情報発信）

第6条 市及び茶業者は、八女茶の品質及び効果並びに八女茶に関する重要な取組について、国内外に広く情報発信を行うよう努めるものとする。

（個人の嗜好等の尊重）

第7条 この条例に基づく取組を推進するに当たっては、個人の嗜好及び自発

的な意思を尊重し、その理解及び協力を得て行うものとする。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

13 お開きは、うきはの茶で乾杯条例（平成 26 年うきは市条例第 15 号）

お開きは、うきはの茶で乾杯条例

（目的）

第 1 条 この条例は、宴会や食事等の締めくくりに、本市で生産される「うきはの茶」による乾杯の習慣を広め、生活の中の様々な局面でうきはの茶を活かすことにより、うきはの茶の普及促進と日本文化への理解を深めることを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、うきはの茶の普及促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（茶業者の役割）

第 3 条 うきはの茶の生産を業として行う茶業者は、うきはの茶の普及促進のために主体的に取り組むとともに、市及び茶業者以外の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 4 条 市民は、市及び茶業者が行ううきはの茶の普及促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

14 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成 28 年静岡県条例第 53 号）

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、小中学校において、児童生徒が静岡茶を飲む機会及び児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を確保することにより、児童生徒の静岡茶の愛飲を促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 静岡茶 県内において生産した茶葉を加工したものを使用したお茶をいう。

（2） 静岡茶の食育 児童生徒の健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、お茶のおいしさ、お茶の機能その他のお茶に関する一般的な事項のみならず、静岡茶の茶葉の産地、静岡茶の歴史、静岡茶の文化その他の静岡茶に関する事項について、児童生徒の理解を深める教育をいう。

（3） 静岡茶の愛飲 静岡茶を愛し、毎日の習慣として静岡茶を飲むことをいう。

（4） 小中学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の小学校、中学校及び義務教育学校、同条の中等教育学校の前期課程並びに同条の特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

（5） 児童生徒 小中学校の児童及び生徒をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、この条例の目的を達成するため、小中学校の実情に応じた児童生徒への静岡茶の提供の方法及び静岡茶の食育の機会の確保に関する助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

（小中学校設置者の責務）

第 4 条 小中学校の設置者は、当該小中学校における給食、休憩等の時間において、当該児童生徒が静岡茶を飲む機会及び当該児童生徒に対する静岡茶の食育の機会を設けるよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第 5 条 静岡茶の茶葉を生産する者、当該茶葉の加工を行う事業者、当該加工されたものの加工、流通若しくは販売を行う事業者又は静岡茶の製造、流通若しくは販売を行う事業者は、県が実施する児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議）

第6条 県に、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（この条において「県民会議」という。）を置く。

2 県民会議は、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。

3 県民会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は平成29年4月1日から施行する。

14-1 小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則（平成29年規則第25号）

小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議規則
（趣旨）

第1条 この規則は、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例（平成28年静岡県条例第53号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定に基づき、小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する県民会議（以下「県民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 県民会議は、知事の諮問に応じ、児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 県民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- （1） 児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する事項に関し学識経験を有する者
- （2） 市教育委員会又は町教育委員会の教育長
- （3） 小中学校の校長
- （4） 静岡茶の茶葉を生産する者を代表する者
- （5） 静岡茶の茶葉の加工を行う事業者を代表する者
- （6） 児童生徒の保護者を代表する者
- （7） 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 県民会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 県民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 県民会議は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 県民会議の庶務は、経済産業部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

15 井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例（令和5年彦根市条例第7号）

井伊直弼公の功績を尊び茶の湯・一期一会の文化を広める条例

水と緑の豊かな自然環境に恵まれた彦根は、35万石の家格を誇った井伊家の城下町として、政治、経済および文化について重要な役割を果たしながら繁栄を遂げ、優美なたたずまいの城郭と共に暮らしてきた人々が織り成す歴史的で文化的な風情が残るまちである。

彦根における茶の湯の歴史は深く、井伊家の歴代当主は茶の湯の道を修め、特に13代当主の井伊直弼公は、自身が埋木舎と名付けた屋敷で茶の湯を始め文武にわたる諸芸に打ち込み、後に幕府の大老に就任してからも自らの茶の湯の探求および実践に励んだ。その過程において、井伊直弼公は、利休を始めとする先人たちが築き上げた侘（わ）びの茶の原点を見つめ直し、自ら著した「茶湯一会集（ちゃのゆいちえしゅう）」において、茶の湯の心構えを「一期一会」の言葉に昇華し、世に示した。

現代においてもこのような歴史的な背景から彦根の井伊直弼公ゆかりの地で茶会が催されるとともに、井伊直弼公が愛用した物を含め数多くの歴史的な茶道具、茶書等が彦根城博物館に所蔵されているほか、楽々園には井伊直弼公が茶会を催した茶室が現存し、彦根城表御殿の天光室、玄宮園内の鳳翔台等の茶室も復元されるなど、情緒および風情のある彦根を形成している。

私たち彦根市民は、井伊直弼公の文化的功績を尊び、彦根に受け継がれてきた茶の湯の歴史、伝統、様式等を大切にするとともに、井伊直弼公が世に示した一期一会の精神を継承し、学び、広めていきたい。特に「幾度同じ人との出会いがあったとしても、その場は二度とないということに思いを致せば、全ての出会いは一生に一度限りの機会となる。だからこそ、誠心誠意人や事物に向き合う。」という一期一会の精神は、私たちが現代社会においても大切にしたい心の在り方であり、広く世界に共有しうる普遍的な考え方として後世に伝えていきたい。

また、茶の湯は、書画、工芸、料理、生花、菓子、建造物、庭園など日本のあらゆる文化とつながりを持つ文化であり、茶の湯との関わりを通して、彦根の新たな魅力を創造し、地域の活力を向上させるとともに、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進を図り、もって市民の心豊かな生活の実現および歴史と伝統を生かした文化の香り高いまちの実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、井伊直弼公の文化的功績を尊び、本市における茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進を図るため、基本理念ならびに市、茶の湯関係者および市民等の役割を明らかにし、もって市民の心豊かな生活の実現および歴史と伝統を生かした文化の香り高いまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 茶の湯・一期一会の文化 茶の湯の歴史、伝統、様式等および一期一会の精神を重んじる社会、生活、活動等をいう。

(2) 茶の湯関係者 市内において茶の湯に関わる事業または活動を行う法人その他の団体および個人をいう。

(3) 市民等 次に掲げるもの(茶の湯関係者を除く。)をいう。

ア 市内に居住し、または市内に存する学校、事業所等に通学し、もしくは通勤する者

イ 市内に活動の拠点を有する団体および当該団体に属する者(アに規定する者を除く。)

(基本理念)

第3条 市、茶の湯関係者および市民等は、彦根に受け継がれてきた茶の湯の歴史、伝統、様式等および一期一会の精神に注目し、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進に係る施策等を推進するものとする。

(市の役割)

第4条 市は、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 茶の湯・一期一会の文化に関する情報の収集および発信

(2) 茶の湯・一期一会の文化に親しむ機会の提供

(3) 茶の湯・一期一会の文化を生かした産業および観光の振興

(4) 茶の湯・一期一会の文化に関する文化財の保存および活用

(5) 茶の湯・一期一会の文化に関する教育および学習の機会の提供

(6) その他の茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進のために必要な施策

(茶の湯関係者の役割)

第5条 茶の湯関係者は、茶の湯・一期一会の文化への理解を深め、自らの事業

または活動を通じて市内外に働きかけるなど、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進が図られるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、茶の湯・一期一会の文化に親しむことにより、茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進が図られるよう努めるものとする。

(市、茶の湯関係者および市民等の協力)

第7条 市、茶の湯関係者および市民等は、それぞれが実施する茶の湯・一期一会の文化の継承、定着および普及の促進に係る施策等に協力するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

16 堺茶の湯まちづくり条例（平成 30 年堺市条例第 42 号）

堺茶の湯まちづくり条例

堺は、中世、世界に開かれた貿易都市として発展を遂げるとともに、町衆が治める自由・自治都市として繁栄し、進取の気風に満ちあふれていた。その中で、今井宗久、津田宗及、千利休等の多くの優れた茶人が生まれ、なかでも千利休は、わび茶を大成し、茶の湯に大きな足跡を残した。また、当時の茶道具が堺環濠都市遺跡の各所で数多く発掘されていることから、豪商など一部の者に限らず、広く茶の湯を楽しむ文化が根付いていたといえる。

茶の湯は、美術、工芸、書画、生花、料理、菓子等の幅広い分野にわたるものであり、世界に誇るべき日本の文化として連綿と息づいている。

堺では、現代においても、市民、事業者等によって様々な茶会が催されるなど、茶の湯を楽しむ文化が受け継がれている。私たちは、これからも、茶の湯を楽しむ文化が大切に育まれてきた堺を誇りに思うとともに、これを次世代に引き継いでいかなければならない。

ここに、茶の湯の文化が息づくまちをめざすことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、市、市民等及び事業者が連携及び協力をし、本市において茶の湯の文化を振興することにより、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

(3) 茶の湯の文化 茶の湯において重んじられている、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間及び空間を大切にすることをいう。

（市の役割）

第 3 条 市は、文化、教育、観光、産業等において、茶の湯の文化の振興に係る施策を実施するものとする。

（市民等の協力）

第 4 条 市民等は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の協力）

第5条 事業者は、市が実施する茶の湯の文化の振興に係る施策に協力するよう努めるとともに、自ら茶の湯の文化の振興に努めるものとする。

(連携及び協力)

第6条 市、市民等及び事業者は、連携及び協力をし、茶の湯の文化を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

17 松江市茶の湯条例（平成 31 年松江市条例第 19 号）

松江市茶の湯条例

よき日本の面影を今にとどめる城下町松江は、茶どころとして知られている。市民は作法にとらわれることなく、好みに合わせて抹茶を点て、いただいている。ひとときの和みは落ち着きとゆとりをもたらし、生活を潤す。市民の暮らしに根づいた松江のお茶の習慣は、培われて茶の湯文化となり、この地を訪ねた人々を魅了してやまない。

松江の茶の湯文化は、江戸時代に松江藩松平家第 7 代藩主治郷・不昧公によって隆盛をみた。不昧公は、早くから禅と茶道を学び、武家茶の流れのなかで、独自の茶風を創出した。茶道具の名品の保護と収集にも尽力した。これを人々に鑑賞させ、美の興趣をともにし、職人たちには、その技法を学ばせ、さらに自らの美意識を反映した道具の再生をすすめた。また、製茶はもとより、茶席に用いられる菓子や料理を作る職人、さらに茶室建築の匠も養成した。このように、茶道芸術を通し、建築、美術工芸や食の文化の発展をうながし、松江に芸術文化を育て、ものづくりの技量を高め、それは今日の松江を支える産業となり、市民の暮らしを豊かにしている。

亭主も客も、互いを思いやり、心かよわせることが、何よりも大切と説いた不昧公の教えも、国際文化観光都市・松江市民の「おもてなしの心」となって、今に息づいている。

時の流れの中で、茶の湯も改革されるものと不昧公は考え、本質をふまえて新しい時代の茶の湯文化を築き、発展させた。私たち市民は、この精神を受け継ぎ、新しい時代の茶の湯文化を創出し、その所産である産業の振興にいそしんできた。

私たちは、これをさらに充実させ、繁栄をもたらすため、研鑽^{さん}をつみ、内容を豊かにし、未来につづく継承者を育成し、新たな展開をともに求め、これをもとに松江市の茶の湯を、国内外に発信することを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、茶の湯文化及び茶の湯文化に関する産業（以下「茶の湯文化等」という。）の振興について、基本理念を定め、市民、茶道団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、茶の湯文化等の振興に関する基本的な施策（以下「基本施策」という。）を定めることにより、市民の文化的で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 茶の湯文化 茶道、茶道に関する工芸、芸術、料理、菓子及び建造物

その他の文化的所産並びにこれらに関する活動により形成された技術、風俗慣習及び生活様式をいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。

(3) 茶道団体 市民を中心に構成され、茶道の普及、継承、発展等に関する活動を行う団体をいう。

(4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人をいう。

(基本理念)

第3条 茶の湯文化等の振興に当たっては、市民、茶道団体、事業者及び市の活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。

2 茶の湯文化等の振興に当たっては、市民、茶道団体、事業者及び市の相互の連携及び協力で推進されなければならない。

3 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、松江藩松平家第7代藩主治郷・不昧公が基礎を築き、松江の歴史、風土等を反映しながら継承され、日常的な生活の中で培われてきた特有の文化（以下「生活文化」という。）であることを共有し、推進されなければならない。

4 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として普及することで優れた技術を有する多様な産業を創出し、今日まで広く地域経済に貢献していることを共有し、推進されなければならない。

5 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として普及することで市民の豊かな心を涵養し、おもてなしの心の醸成が図られていることを共有し、推進されなければならない。

6 茶の湯文化等の振興に当たっては、本市の茶の湯文化が、生活文化として発展的に継承されなければならない本市の財産であることを共有し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、茶の湯文化等への理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等に親しむこと等を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

(茶道団体の役割)

第5条 茶道団体は、基本理念にのっとり、自らの活動又は茶の湯文化に親しむ機会を市民及び事業者に提供する活動を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。

2 茶道団体は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等への理解を深めるよう努めるものとする。

2 茶の湯文化に関する産業を営む事業者は、基本理念にのっとり、茶の湯文化等を担う人材の確保及び育成を図るとともに、技術の継承、新商品の開発及び消費の拡大等に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動又は支援活動を通じて、茶の湯文化等の振興に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、市が行う基本施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、基本理念にのっとり、基本施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民、茶道団体及び事業者が行う茶の湯文化等の振興に係る取組に協力するものとする。

(基本施策)

第8条 市は、茶の湯文化等への理解を深めるため、情報の収集及び発信その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、茶の湯文化等の継承及び発展を図るため、将来を担う人材の確保及び育成その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、茶の湯文化等を学ぶ機会の充実を図るため、教育及び学習の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、茶の湯文化等の普及を図るため、茶道団体及び事業者が行う茶の湯文化等に親しむ機会を提供する活動への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、茶の湯文化に関する産業の振興を図るため、当該産業を営む事業者が行う技術の継承、新商品の開発及び消費の拡大への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、茶の湯文化等を生かした観光の振興を図るため、観光宣伝活動の推進及び観光商品開発への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

7 市は、茶の湯文化等に関する有形及び無形の文化財の保存及び活用を図るため、必要な調査及び修復、公開等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(茶の湯の日)

第9条 市は、基本理念にのっとり、市民、茶道団体及び事業者が茶の湯文化等に特に親しむ機会とするとともに、茶の湯文化等の振興を期する日として、茶の湯の日を設ける。

- 2 茶の湯の日は、4月24日とする。
- 3 市は、茶の湯の日の普及啓発を行う。
- 4 市は、茶の湯の日を中心とする期間及び毎月24日において、茶の湯の日にふさわしい広報、行事その他必要な事業を行うとともに、市民、茶道団体及び事業者が、茶の湯の日にふさわしい取組を行う場合には、当該取組に協力するものとする。
- 5 市民、茶道団体及び事業者は、茶の湯の日を中心とする期間及び毎月24日において、特に茶の湯文化に親しむとともに、前項に規定する市が行う事業に、協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。